

市町村合併における「共同体」と「共同態」

高橋克紀

目次

- 一 はじめに
- 二 X市の合併協議過程
 - 1 背景
 - 2 X市の転機
 - 3 X市のデイスコミュニケーション
 - 4 住民投票とその後
- 三 合併の失敗とコミュニケーション概念の関係
 - 1 デイスコミュニケーションの主要因
 - 2 「コミュニケーション」概念の基礎
 - 3 コミュニティと有機的連帯
 - 4 共同体と合理性
- 四 おわりに

一、はじめに

市町村合併では地域の共通性や共同性が問題になるが、これらを理論的に吟味した研究はほとんどない。この検討にコミュニティ概念が有益であるが、行政の現場だけでなく学界においても「コミュニティ」という語は迷走しており、そのままでは市町村合併を論じる有効な手がかりにもならない。そこで本稿は、コミュニティ概念の基礎から市町村合併に関する住民と行政のコミュニケーションを捉え直すことにしたい。¹⁾

もつとも、市町村合併の必要性としてよく指摘されるのは、生活圏の拡大、広域化による行政経費の削減、政策形成能力の向上などである。²⁾ 総務省が作成する広報資料は、少子高齢化や財政難を念頭に置いて、合併のメリットとデメリットを考えさせようとしている。地方自治体もこれに従っているため、一般住民はこのトピックを合併の標準的な課題として受け取ることになる。ところが、現実には、県境を越えた合併は忌避され、「ハコモノ」のための合併特例債が気前よく発行され、既存の職員が複数の自治体から寄せ集まることになる。さらに、住民は必ずしもある市町村に帰属感を持つているわけでもなく、合併によって一般市民の日常生活が変わるわけではない。つまり、一般住民が合併の現実的な意義を見出すことは困難であり、地域社会の漠然とした心象・理解を巡って争うことになるのである。

この漠然とした思念の対象はコミュニティという言葉の内容であり、市町村合併を成立させる要因の一つとして優先的に検討すべき視角である。にもかかわらず、地方自治体の政策に即して論じられる「コミュニティ」は、地域の共同性や共通性という課題に対応できていない。近年の、行政や学界による「コミュニティ」への注目は、自治会・町内会

組織にとどまることが多く、視野が狭くなっている。もともと、これは、それまでの政治学が地縁組織・住民組織を軽視してきたことを批判する文脈で展開されており、その意義は本稿も軽視するわけではない。むしろ、次のステップへ議論を進めたいのである。

本稿は、コミュニティという言葉の二つの意味合いの混乱が合併論議に与えた影響を考察する。行政も政策研究もともに見落としてきたこの二つの意味合いとは、生活様式・習慣としての共同性（相互依存性や共通諒解）と、政治的な単位としての共同性（目的的な連帯や想像上の共同性）である。

なお、コミュニティをめぐる抽象的な理論と政策的現実の関連性を確認しやすくするため、以下では、X市の事例から考察を始め、次にコミュニティ理論の検討を行う。

二、X市の合併協議過程

1 背景

X市は、I地区と呼ばれる二市三町二村の一つである。I地区とは、Z県において、県の出先機関が置かれる行政上の区分でもあり、この地区全体の人口は約一八万人である。X市は一九八〇年代から宅地開発で人口を伸ばし、現在の人口は八万七千人と倍増しており、I地区では最大規模となっている。I地区は歴史的に関西地区とのつながりが強いが、X市および隣接するA町は大阪の通勤圏となっている。ただ、歴史的なI地区の代表はY市（約六万人）であり、両市の住民感情には対立がある。

それにもかかわらず、I地区には二〇年以上続いた合併待望論があった。I地区の合併構想は、一九九〇年に「I地区」創生計画」の中で「I市構想」として取りまとめられたが、これは、政治主導（住民不在）という強い批判を受けて休眠状態となった。しかし、一九九八年、自治省（当時）の合併推進策を受け、「I市構想」は政治レベルで復活する。その発想は次のように懐古趣味を漂わせていた。「近時、近畿圏と中部圏のはざまにあつて、両大都市圏の影響を受け、従属的な衛星地域となりつつあり、Iの伝統、歴史、自然、コミュニティ等が崩壊していく危機に見舞われています。また、これに伴い、I地域の自立的発展力が失われつつあり、若年層の流出や、農業、商業などの地場産業の脆弱化等がみられ、地域発展の停滞化を余儀なくされています」（Z県『I創生計画』八頁）。

もともと、この構想が再燃したころ、X市の市長には合併反対派が当選していた。この段階では合併論議が選挙の争点になっていたわけではなかったが、X市民は新旧を問わず、Y市などとの合併には冷淡であった。二〇〇一年夏にZ県庁が行ったアンケート調査によれば、「合併が必要」と回答した割合は一八・四％、「必要ない」は一七・九％で（残りのほとんどは「検討は必要」）、七市町村で合併不要派が必要派を上回ったのはX市だけであった。

2 X市の転機

しかし、二〇〇二年四月の市長選挙では、前県議で合併推進派の新人K氏が圧勝し、市役所や議会を驚かせた。彼は合併に積極的な商工関係団体から推薦されたものの^③、合併の是非は住民投票で決めると公約して市長選の争点から外した。K氏は就任後、住民に理解を求める工夫も、多数派である反対意見と交渉する気もないまま^④、五月には六市町

村で既に構成していた合併協議会（任意協議会）に参加することを市議会に諮り、職員派遣や分担金の支出（約二十万円）を認めさせた。

合併特例措置に間に合わせるには、二〇〇二年度末までに法定協議会を設置せねばならない⁵⁾。そこで、住民投票を実施するデッドラインは二〇〇三年二月となる。X市は実質的に二〇〇二年七月から協議会に出席したが、八月には混乱が予想される市議選があり、一月には住民説明会を開かなければならず、公約の住民投票条例はそれまでに制定しておかなければならない。じっくりと議論している時間はないのである。

任意協議会への参加は合併の是非を住民が判断するための情報提供として位置付けられたが、X市役所は合併問題を協議会事務局にほぼ丸投げした。そのうえ、市長を推した商工団体内部も意思統一がとれなかった。推進母体であったの彼らがようやく市民向けの合併啓発の組織とパンフレットを作成したのは、予定の八月から遅れて、一月中旬であった。これを受けて反対運動も現われた。一月下旬、市議会です合併への疑問を提起していた市議二名の主催した公開のシンポジウムが行われ、事実上の反対運動の口火を切った。ほぼ同時期に、共産党と一部の保守系市議が協力して合併反対運動を開始し、年末には合併反対運動の街宣車が市内走り回るようになった。

しかし、市民の関心が高まらないまま、二〇〇三年二月九日にはX市（のみ）で住民投票が実施された。投票者の七割から合併案は反対され（投票率は五八・六％）、市長は合併協議会からの離脱を表明、二月二五日の最終の任意協議会においてX市は脱退した。

3 X市のデイスコミュニケーション

市民の関心の低さは、合併に肯定的な記事を書いてきた読売新聞（同紙の地方版は他紙よりも合併の記事が多い）も繰り返して指摘している。⁶たとえば、一二月四日の記事では、「合併説明会 I地区 若者まばら アンケート回答者二九歳以下一・六%だけ」と見出しをつけている。X市については、「一月中旬に開催した小学校区別の住民説明会への参加者が当初予想の六割…にとどまっていたことが分かった」（同）。また、同説明会アンケート結果を報じた一二月二八日付け同紙も、説明会への参加者が「予想以上に少ない」とし、二〇〇三年二月一日付け同紙のX市住民投票の特集記事で、「ムードは低調。その原因の一つに判断するための具体的な資料、情報が少ないという声がある」とリードがつけられ、二月八日付け同紙も囲み記事に「低調ムード」が大きな文字で書かれていた。

「低調ムード」は、行政がコミュニケーションの機会を逸した帰結である。先の経過からも明らかのように、X市民の多くは合併を望んでいなかった。だからこそ、市長K氏は合併の「必要性」を市民と論じ合うべきであった。抜本的な行革の延長として合併を「検討すること」を市民に呼びかけることそれ自体は、合併反対派といえども非難するべきではあるまい。慣れ親しんだ地名や体制にとどまろうとするような「民意」が当然のように「正しい」とも言えない。実際、X市の財政事情も悪化しており、ニュータウンの常で、二〇年後の人口比の高齢化は避けがたい。全体的にみて地理的な境界に無理があるわけでもないI地区として「特別市」規模になろうというのも、今後の地方行政制度再編の言説と矛盾するわけではない（実質的な効果は別として）。

しかし、対話や検討の機会の提供は口先だけであった。市長が議会に任意協議会参加を諮った五月、市議選のあった

八月、任意協議会における「将来構想策定委員会」の中間報告会が開催された一〇月、そして市内各地区での住民説明会が開催された一二月は、開かれた議論の機会として活用することができたはずなのである。

まず、五月議会では、合併反対派からの異論が出たものの、結局、全会一致で任意協議会参加を承認し、議会は「合併ありきではない」という市長の見解を追認した。そのため、市役所には電話や来庁者による抗議が多数寄せられるようになる。合併協で具体的に何をするのか、また合併推進の既成事実化が疑われる場合に議会が市長に制約を課せるのかどうかは不明で、住民投票のほかに歯止めもなければ話し合いの機会も用意されていなかった。しかし、八月に任期満了による市議会選挙が予定されていたため、先の市長選で圧勝したK氏の前に、合併反対派が圧倒的に多かったはずの議会には様子見の空気が広がった。⁷⁾

その結果、第二のチャンスである八月末の市議選は、通常の予想に反して、ほとんどの候補者が「合併」のトピックを回避した。共産党候補が「国の押し付け、福祉の切捨て」である国策的合併に反対したが、多くの事実上の反対派市議は選挙公報にも宣伝ビラにも合併へのコメントを載せず、街宣活動でも触れようとしなかった。彼らの態度を正式に確認できる資料は二〇〇二年八月二二日付けI地区版『中日新聞』の候補者アンケート結果しかない。それによると、合併はともかく「住民投票には賛成」する候補が最も多く（論点がすり替えられている）、「七市町村（I市）ではなくA町との合併に賛成」という回答が次に多くなっている。つまり、合併について態度を明言した候補者はほとんどいなかった。彼らは後援会などから合併反対の突き上げを食らっていた。⁸⁾ 結果的に、彼らはすべて当選したが、I市合併推進を明言した新人候補はすべて落選した。

第三のチャンスは、合併協議会に設置された「将来構想策定委員会」の中間報告会である（二〇〇二年一〇月五日開催。行政は「タウンミーティング」と呼んでいる）。将来構想策定委員会は、合併後の「ビジョン」を描くための会議を「住民参加」で進めるために設置され、その下には五つの作業部会が置かれていた。作業部会には各種団体からの推薦と自薦の一般住民公募からメンバーが選ばれた。これは、それまでの「I市構想」が政治主導・住民不在の批判に晒されていたことに対応してみせるためである。

将来構想策定委員会とその作業部会はすべて公開され、特に作業部会は一八時から二二時過ぎまでたびたび開催されたが、一般の傍聴者は減多に來なかつた。公募の住民メンバーは真剣に持論を述べていたが、そこに合併消極姿勢を示す者は一人もいなかった。自薦のメンバーは事務局によって「小論文」の審査を受けており、足切りされていた。協議会があくまでも合併をするとしての構想を考えており、そうである以上、合併をしない場合のことは想定になかつた。しかし、X市は合併の是非を検討するための資料集めとして協議会に参加していた以上、少なくともこれと並行した、合併しない場合の検討組織や会議を設けなければフェアではない。結局、X市のメンバーからも合併慎重論が主張されたことはなく、「合併ありき」というX市の姿勢を一般市民に印象づけた。⁹⁾

第四のチャンスは、一月から始まる住民説明会である。X市は、一部で市長も出席した会合を市内各地区で開催し、まばらな来場者に向かつて、市長らが事実上の合併推進説を説いた。「私としては合併しないとやっていけないと思っている」と市長は表現してきたが、それでも市長は「中立」の立場を堅持しているつもりであった。換言すれば、市長は合併の必要性を熱心に説いて回るわけでもなかつたのである。市長は、市民からの抵抗を次の二つエサによって

回避できればよいと考えていた（と推測できる）。第一のエサは、「本庁舎がX市に置かれることは確実であり、これは合併協議会で合意している」というものである。第二のエサは、合併反対運動のシンボルでもあった「水道料金的大幅上げ」を三〇年間凍結したことである。

案の定、エサはおとりにすぎなかった。第一について、庁舎の位置についての合意はなされていなかった。その合意内容とは、「当面の間は現行施設を使用し、将来的には重心地を参考にして庁舎を設置する」というものである。これは、場所はともかく新庁舎が完成するまではX市役所を使うらしい、ということであるが、それ以上の内容は各々が勝手な解釈をして住民に説明することになった。よって、「当面の間」の本庁は現X市役所に置かれるとしても、その後どうなるのかはわからなかった。この点は市長も率直に認めていたが、本場に現X市役所が使われるという確約はなかった。それを隠蔽するかのように、X市長は蛇足の説明を加えた。新市の議会がX市出身の議員が相対的に多数を占めるので「一度X市に来た庁舎は動かせない」、よって本庁舎はX市役所で決まりだというのである。しかし、新市の議席配分は全く協議されていなかった。

このため、他町村では「本庁をX市に取られるのか」という抗議が起こった。彼らにとつてX市役所は地理的にも心理的にも遠かった。一月二五日の第一六回協議会では、O村がX市長に抗議した。しかしこれはI町長の不可解な説得によって丸く収められてしまう。I町長は、「お互いの事情もあることやから、まあそういうことで」と発言し、X市長を擁護した。ところが、I町長は、七月の第一一回協議会では、逆のことを公言していた。X市の商工会議所副会頭が「本庁舎はX市に」と私的に発言したという新聞記事を取り上げて、「不謹慎だ」「不愉快だ」と糾弾し、

舎の位置問題は先送りされたのである。そこで、この四、五ヶ月の間に、庁舎の位置をごまかすための裏工作があったのではないかと推測される。この傍証はX市長からも得られる。彼は、X市内の住民説明会において、庁舎の位置に関する合意が「クビチョウカイギ（首長会議）」においてなされたと発言したが、そのような会議は協議会に存在しない。^(註)

実際、X市本庁設置合意説は二週間はかりで内部から綻びた。Y市長は、二月一日のY市議会で、庁舎を二、三年以内に新設する方針を公にした。ある地方紙が「X市民は気の毒」という大見出しを掲げた。X市長はY市長に電話で直接抗議したと記者会見し（『読売新聞』二〇〇二年二月一三日付け）、一四日付け『読売新聞』によれば、一三日のX市議会において、「これだけ積み上げたことがほごにされるようなら、これまでの議論はなんだったのか」ということになる。その場で離脱を宣言したい」とまで述べている。しかし、合併協議会事務局長は、庁舎を新設しないという合意はないという見解を公にした（同記事）。

次に、第二の擬餌である水道料金については、予備知識が必要である。Y市では、企業誘致や住宅団地の開発事業を進めたことから、上水道の建設が課題となっていた。Y市の南部に隣接するA町に利水ダムを建設し、これを水源としてI地区での（県営の）広域水道を設けるよう県に要望していた。この県営水道の取水料金はX市の現行水道の三倍であり、これが合併による水道料金の高騰という噂の源となった。しかも、X市はこのダムの水を利用しない（水系が異なる）ので何のメリットもないのだが、市民は費用負担を迫られることになる。X市の前市長であるT氏はこの問題を合併反対の強力な材料として強調してきたため、K氏は水道料金の値上げの噂を否定するのに苦労した。県の説明に

よれば、取水段階での料金は三倍であるにしても、従来施設による上水を混ぜて供給することからそれほどの高額にはならないという。⁽¹²⁾しかし、Y市はバブル期の開発計画で水需要を過大に見積もっており（予定されていたテーマパークや大学誘致は頓挫していた）、さらなる値上げの可能性が高い。

そこでX市と合併協は、同一自治体においても水系ごとに独立採算を図ることができるという解釈を打ち出し、少なくとも三〇年間は二系統の水道料金を維持することにした。もつとも、三〇年という数字はX市の見込みであり、文言上は「長期的」である。さらに「長期的」にはこの二系統の水道事業は統合されるという。これは市民の失笑を買った。しかし、一般市民には知られていなかったが、二〇〇二年一月頃には、国土交通省近畿地方整備局の（有名な）ダム見直し方針によってこの県営水道事業中止がほぼ確実になっていた。同局は二〇〇三年一月に淀川水系の五つのダム中止を答申させた。補助金をあてこんで二〇〇三年度予算を組んでいたA町は驚いたが、これまでも、国交省は本体工事の予算づけを先送りしてきた経緯もあり、中止の可能性は容易に想像できる事態であった。

4 住民投票とその後

このように、コミュニケーションを進める四つの機会はすべて取り逃がされ、X市政は対抗的な住民投票運動に晒された。反対運動は二手に分かれる。一つは、共産党と一部保守系市議が組んだ『合併反対に〇』の会⁽¹³⁾、もう一つは前市長T氏派の元市議を代表とする「七市町村合併に反対し、A町との合併をすすめる市民の会」である。後者は、I市構想に反対しA町との合併を要望する署名活動を計画していた。前者は国主導の合併に反対したが、後者は「I

は「一つ」という共同体言説に強く抗議をし、Y市中心の合併に拒否感を示していた。

一二月には、「七市町村合併に反対し、A町との合併をすすめる市民の会」がA町のみとの法定協議会設置を求める署名運動を開始し、二月七日に約四千名の署名簿を提出した。これは、合併特例法による住民発議の手続きであり、国の合併推進施策によって七市町村での合併協議は特例法に基づく妨害に出くわした。仮に二月九日の住民投票が七市町村での合併賛成という結果になり、かつ市議会の反対派が切り崩されたとしても、特例法上、A町のみとの法定協議会の設置を議会抜きで行う可能性が出てくる。もっとも、七市町村での合併に賛成しそうな市議は三、四名程度であったが、特例法上の住民投票の可能性をぶつけることで特例措置に間に合わせたI市合併は実務上不可能になる。

こうして、住民投票で最終決着がつくかどうかともわからないまま、市長発意の住民投票が予定どおりに行われた。ポイコットも叫ばれるなど低迷が危惧された投票率は六割近くに至り、五〇%という低い目標を掲げてきたX市は面目を保った。住民投票の枠組みが曖昧であったため、投票者の七割が反対した合併問題はその後も完全に鎮火したわけではなかった。「七市町村合併に反対し、A町との合併をすすめる市民の会」は、七市町村合併反対はともかくA町との合併を真剣に進めるのかどうか不明確で、市議会の「合併問題特別審議会」は継続した。

X市民が決定済みと思っているこの合併問題には、意外な出来事が加わった。A町がI市として合併しても、現A町分のごみ処理はX市が引き受けつつけることになりそうなのである。二〇〇三年二月二日、Y市長は市議会で、地元との協定に反することを理由に、「『ごみを持ち込むことを前提としたA町との合併参加はお断りせざるを得ない』と「市議会」で「明確に述べた」(二月二二日付け『読売新聞』)。これに対し現在A町と「I南部環境衛生組合」を結成し

ているX市は、A町消滅後もごみ処理を引き受けるとX市長が発表した。新市内の「住民エゴ」に抗議もしないX市長の態度は、I市合併への未練としても受け止められた。

Y市の「A町切捨て」には事情がある。A町長は、一月二十九日にI市としての法定合併協議会への参加を議会に提案し、二月二五日の任意協は六市町村での法定協立ち上げを合意したが、この時点では議会の合意が得られるかどうか微妙であった。A町内にはX市同様の住民投票を求める声が強く、I市合併全体が流れるおそれがあった。しかも、Y市内の清掃工場は二〇〇二年に稼動したばかりで、現五市町村以外のごみは将来も持ち込まないという地元との合意を早々に反故にするわけにもいかない。このような状況で成立した合併に行政効率など見込めそうにないが、ともあれ、Y市長はこの事情を利用してA町に決断を迫った。A町は、三月二〇日、議会で六対五という僅差でI市（六市町村）合併の法定協設置を決議した。これ以来、町長はI市合併参加への強い意志を示し続けており、一部住民からの強い反発にもかかわらず、この対立は行政が押し切りそうな情勢である。

このように、X市の住民投票はまだ問題を「解決」できていないようである。というのも、後述のように、「I市構想」そのものが具体的な行政課題と結びついていないからである。

三、合併の失敗とコミュニティ概念の関係

1 デイスクommunionの主要因

前述のようなデイスクommunionは、最終的に、市長ほか合併推進派と一般市民の間に共有しえない意識のズ

レがあったことを示している。これは、X市をはじめとする行政が、合併の必要性を、「Iはひとつ」「Iの国の実現」へ過度に依存していたために起こったと考えられる。彼らは合併に関連する具体的な課題になにも応えておらず、合併という手段がどのようなように、またどのような課題に対して効果を発揮するのか、まったく説明できなかった。たしかに、彼らも「少子高齢社会」「財政危機」といった今日の課題を掲げはした。しかし、I市合併ではそれらの答えにはならない。六市町村のほうが高齢化が進んでおり、財政状況も悪く、行革への気運も明らかに出遅れていた。二〇〇三年三月以後の様子を見ても、X市の実態はともかく、六市町村には行政改革の姿勢がほとんど見られない。Y市では一度反故になった私立大学誘致の公費負担問題が蒸し返され（Y市はこれを特例債で賄うことを考えている）、二町一村では小学校の新築が決定し、I市の新市建設計画には、中止になりそうなダム建設計画の促進が謳われている。そして彼らは合併に伴う議員身分の特例措置を使うかどうかで揉めている（二〇〇三年九月末現在）。

こうした主張の自己矛盾それ自体は学術的に分析するほどのことではない。問題は、なぜこの地域が一つの共同体として結束しなければならぬのか、また、その結束がかくも伝統的発想に縛られなければならないのか、ということである。そこで、以下では、第三のチャンスを選じた「将来構想」の（ディス）コミュニケーションに注目し、そこでのコミュニケーション言説を検証する。

「将来構想策定委員会」の中心的な課題は、新「市」という一つの統治体についての見解ではなかった。新市における「自治」とは、基本的に、町内会（自治会）による「自治」であった。こうした行政の姿勢は、近年の自治やコミュニティ概念の混迷と深く関わっており、政策論的な検討に値しよう。しかも、コミュニティの連帯に基づく自治の

イメージは、いつのまにか戦国時代に遡ってしまったている。

I地区の場合、I市構想は明治時代以前の旧「I国」の理想化によって支えられている。I国は、戦国時代においても特定の武將の支配を受けず、各集落が独立して「自治」を行ったと言われる。この単位は、現在、特定郵便局が置かれている地区とほぼ重なる（ニュータウン地区を除く）。こうした、各集落の独自性を保った、住民自治組織の連合体こそが、少子高齢化、右肩上がりの経済成長が終わった二一世紀を切り拓く「新市」のイメージであるという。そして、住民組織には資源が少ないことから、市が人員や資金を（当面は）支援するものとされ、そのための担当組織として「支所」が置かれることになっていた。支所とは、事実上、現在の町村役場の新装開店である。住民サービスのほとんどはここで賄うことができるとされ、合併後の新市では職員配置を支所に手厚くし、「本庁」はかなりスリム化されると説明された。将来構想策定委員会は、住民団体↓旧町村↓市役所という価値的序列を与え、住民団体をいかに構成すべき議論の対象としたが、それらをいかに新「市」として連合させるのかという議論には向かいそうにもなかった。『新市将来構想中間報告書』でも示されているが、将来構想における地域内分権のそのイメージによると、市として行う事業とは、広域であることによって効率性を確保できるもの（介護保険制度や公立病院の機能分担）であるというが、それ以上の説明はない。

しかも、住民満足度の高い公共サービス実現を掲げているにもかかわらず、政策の企画業務を担うのは「本庁」ではなく「支所」であり、さらに「支所」では住民組織を中心として行われるべきであると主張していた。これはおなじみの「ニュー・パブリック・マネジメント」を導入した行政改革であるというのだが、あろうことか、本庁の業務は「せ

いぜい指令塔にすぎない」と説明されてきたのであり、NPMが抱えているリーダーシップの矛盾を看過している。NPMは、一般に、民間企業のマネジメント手法をベースとし、一定の職務権限の委譲とチェック体制によって組織活動の質の改善をめざす。政策の企画部門と実施部門を区別し、公共サービスの現業部門に効率的な施策の執行を促す。I市構想も用語法としてはこれを受け継いでいるが、そこには調整業務をいかに強化するかという発想すらない。この外れな見解には「小さな本庁、大きな支所」というスローガンが与えられており、これは後に「分散型合併」という呼称まで与えられるようになる（『合併協議会だより』二〇〇三年三月号）。戦国時代の複数の「物村」にモデルを求めるI市の将来構想においては、企画調整業務は些細な課題にすぎなかったのである。

この行政像は、三つの意味で理解不可能な枠組みである。第一に、X市では、X市の財政危機による不可避的な政策として合併が叫ばれていたにもかかわらず、将来構想には財政的なプログラムが一切含まれていない。第二に、この一連の合併協議が「合併ありき」の議論であることが明白であるにもかかわらず、七市町村を束ねるための論理的な筋道が見出されていない。将来構想は、一度形成されたあとの新市政についてのイメージを話し合うものとされ、最初から責任を回避した会合として設定されていた。第三に、I市構想がX市住民の生活パターンをまったく無視している。合併は生活圏の拡大と行政区画を一致させるためのものである（と説明している）にもかかわらず、I地区内での交流人口だけが示されており、大阪中心部への通勤人口さえ把握されておらず、商業活動の流れも無視されている。

一般住民は「タウンミーティング」会場においてこうした質問や批判をぶつけており、合併協ホームページにも同様の投書が多数掲載されている。しかし、将来構想策定委員会は、地縁組織である住民団体が「公共」的役割を市役所

に代わって行いうるのだということを強調するだけであった。彼らは、この構想が「敢えて理念にこだわった」提言であると宣言して、具体的な批判を避けようとした。彼らは、これまで市が行ってきた公共サービスを「市民にお返しする」ものでなければならぬと主張する。将来構想策定委員会によれば、市民が公共的責任を放棄し、安易に行政に仕事を任せてしまったためにコミュニティが崩壊し、自治の空洞化を招いたのだという。今こそ、住民が「主体」となって公共業務を市民自らの責任領域へと取戻し、それによってコミュニティを活性化させ、コミュニティに支えられた新市の住民自治を確立しなければならない、という。

こうした主張は、住民が行政によって「公共性」から「疎外」されてきたという構図に基づいている。しかし、これは、自治体自身の責任を住民の依存心や国の中央集権体制に転嫁しており、公共概念に含まれる抑圧的権力と市民の共和的精神の両義性を軽視している。⁽¹³⁾ そのため、新市という政体が合併によってどのような財務体質になるのか、といった自立の前提である疑問と関連づけることもできない。

2 「コミュニティ」概念の基礎

X市の説明での「コミュニティ」という言葉は、事実上、町内会（自治会）などの住区住民組織のみを指している。このことが問題を二重に歪めてしまう。第一に、住区住民組織を構成する原理が何であるのかがまったく示されていない。一般市民は既存の住民組織に疑問や不審を抱くことが多く、理念と現実が初めから噛み合っていないのである。第二に、I地区合併で強調された「地域」の共同性は住区ではなく、I地区（旧・Iの国）である。そのため、I市合

併構想は住区住民組織の範囲内での「自治」が連合するようなイメージについて語らなければ合併を検討するのに何の役にも立たない。

このように、コミュニティという言葉がどの範囲を指すにせよ、構成する人々にどのような共同性があるかを考慮することが重要である。戦前の日本ではコミュニティという用語は「共同体」と訳され、戦後では「地域社会」という語も用いられるようになったのであるが、以下では、地域社会と共同性について、代表的な理論社会学者である中久郎（一九九二）の業績に依りつつ吟味してみたい。

コミュニティ論は、基本的に、テンニース、ジンメル、デュルケーム、ウェーバー、さらにはマルクスといった欧州の社会哲学が人間の行き方を問題としたのに対し、それらを受け継ぎつつも変質していった米国のコミュニティ論は、マッキーヴァーに代表されるように、一定の地区内での日常生活の様式を問題としていた（中、一九九一）。

そのため、三つの次元で理論の混乱が起こる。第一は、コミュニティ概念が規範主義的な議論（*sollen*）であるのか、実態を調査・理解する当為の議論（*sein*）であるのか、ということである。第二は、社会を一つの有機体として捉えるのか、それとも個々の人の相互作用に還元できると考えるのか、という社会観の前提である。第三は、「地域」社会の範囲が狭いにせよ広いにせよ、その体制やルールがどの程度合理化されているかということである。特にこの観点はテンニースとウェーバーの類似した構図の重要な違いとなる。それぞれの、ゲマインシャフト（共同社会）からゲゼルシャフト（契約社会）へ、伝統的社会から合理的社会へという歴史的变化はパラレルな関係にあるが、ウェーバーはこの近代化の変化を基本的には評価するのに対して、テンニースは契約社会の希薄な人間関係を規範的に否定し、再びゲ

マインシャフトへの転換を期待する。

以上は、社会一般のあり方を分析する概念でもある。コミュニティについて、中（一九九一）は、これに加えて、生活様式としての「共同態」と政治的な領域としての「共同体」とを区別するよう促している。テンニースの理論のゲマインシャフトは「共同的な生活様式」と「共同的な有機体（Gemeinde）」という二つの性質を区別でき、中はそれぞれを「共同態」と「共同体」と呼ぶ。そして、その相互を関連付けることにコミュニティ概念の意義がある、と指摘している。前者は、「主観的に感じられた『共属』や、互いに同一化可能な共属感情が抱かれているという意味」（中、一九九一、一四五頁）であり、後者は、「具体的に、共同態を基本的な統合原理として具象的に構成された集合体を意味する」（中、一九九一、一四五頁）。それゆえ、「ゲマインシャフトやコミュニティは、厳密に言えば、共同体化の程度を問わないまま、実体としての、たとえばムラや近隣住区それ自体を記述するものではない」（中、一九九一、一四五頁）のだが、米国や日本の理論では、コミュニティを地理的範囲で捉える立場が主流であった。そのため、「共同生活を可能にする条件としての生活便益の確保や諸施設（制度）の効率的整備といった実際的な問題に向けられ」（中、一九九一、二三六頁）、社会の共同性という基礎的な視角は後退している。本来、コミュニティかアソシエーションかという区別も二項対立的なものではなく、程度の問題なのである。アソシエーションには程度に応じた共同目的があり得、それに志向する活動にはコミュニティ的な性格がある。そのため、一九九〇年代前後の共同体論の趨勢は「アソシエーション的コミュニティ」（中、一九九一、一四八頁）を標榜してきたのであり、地域Ⅱコミュニティを自明視するわけにはいかないのである。

3 コミュニティと有機的連帯

共同性がいかに確保されるのかということは、マッキーヴァーのコミュニティ論にとっては技術的な問題である。これに対して、デュルケームは共同態を「有機的連帯」としての「共同体」に発展させることを望んだ。このことから、「共同態」と「共同体」の違いがわかりにくくなるかもしれない。しかし、このわかりにくさは現在の行政が直面しつつも無視しているコミュニティの根本問題を示している。

ここで、行政をめぐる状況を考えるために、しばらく社会学の通常のモデルを横に置いて、次のような四段階の思考で言い換えてみたい。第一段階として、近代主義的な前提から出発する。すなわち、コミュニティが封建的・抑圧的な農村社会から個人主義に向かうことは望ましい、ということから始まる。第二段階では、その個人主義は「行き過ぎ」るようになり、(地域) 社会の道徳的な規範が共有されなくなり、人々が金銭や市場を介した関係のみで成り立つという、「人間性」の失われた社会関係が作られる。そこで、第三段階として、主体的な市民による人間的な共同体を作らなければならないと考えられるようになる。この段階は明らかに規範論的主張であるが、近年の行政学はこの契機として住区住民組織・地縁組織を活用しようとしている。ここで問題が起こる。これらの組織はそもそも第一段階のレベルにとどまっているのではないのか、ということである。もしそうなら、コミュニティに参加することは、人々の「主体性」を損ねる抑圧的政治(の体制)に絡み取られることになる。

ここで、第四段階として、いくらかご都合主義的ではあるが、市民社会論の説明を用いることができる。すなわち、近年ではそうした封建的な地縁組織だけでなく、ボランティア活動やNPOの結成によって、非政治的(非権力的)な

市民運動がすでに地方や住区レベルにまで浸透しつつある、と期待するのである。そこでは、旧来の自治会・町内会とは異なった、「市民」的な責任感と利他主義を内面化した住民組織が主体的な地域の自主管理（自治）を實踐する。これが個人の自由と社会の連帯がバランスした姿である。

近代社会理論の主たる関心は、この第四段階がどう成立しうるのかということである。地域社会学者や行政学者は、その共同性が身近で日常的で相互扶助的な活動を通して形成されると仮定することが多い。もちろんそれだけで人々の関心を向けることは難しいので、身近な公共的課題だけでなく、地域の習俗・文化や祭りなどのイベントも軽視できない手段と考えられる。つまりこの理解ではマッキーヴァー的前提による共同性しか考えられていないのである。第四段階についての実践的な理解として提示されるのは、地理的範囲によってある程度の相互作用関係を持っている人々に、別の理念である「市民」としての共同意識を持たせることである。

したがって、ここには欧州における近代社会へのまなざしが失われ、理論は土台を見失いやすくなる。人々に予め共有されている（はずの）、デュルケームの言う「集合道徳」についてはほとんど考えずに済むからである。もちろん集合道徳がありうるのかどうかは社会理論家にとって根本的に対立する前提であるが、日常生活上の人々の相互行為のルールがどうなっているのかということは、いずれの立場からも主要な関心事である。地縁組織を嫌う主張は、組織が特定のポストに支配されることや、慣習的なルールに異議申し立てができないことを重視している。そして、そこでは往々にして組織・集団の一致が優先され、地縁組織といえば「村八分」や「いじめ」を連想する人が多いように、逸脱者への制裁が感情的で過酷になりやすいという問題が起こる。デュルケームが刑罰の合理化を通して考えていたように、ル

ールに対する合理性や妥当性の意味合いがウェーバーと異なるとはいえ、コミュニティに内在する現実の問題はかなり一致してくる。

それは、あるコミュニティを第四段階として理解してよいのか、せいぜい思考の第二段階にとどまるものとして理解すべきなのか、という疑問に立ち返ることになる。ルールが合理的に承認されて初めて、第四段階のコミュニティが成り立ちうるものであり、合併にせよコミュニティ施策にせよ、共同性と矛盾しない合理性を求めていかななくてはならないのである。

4 共同体と合理性

たしかに、「共同態」と「共同体」の区別をウェーバーの合理的支配モデルを通して強調すると、中（一九九一）の議論を読み違えるかもしれない。また、それを応用しようとする本稿の意図ともズレが生じうる。中は基本的に「共同態」を「社会態」と対照させたうえで「共同体」を論じており、そのコミュニティ論はロマン主義的な国家観と共通した有機的連帯としての政治的単位を指している。一方、本稿はこれより限定的で、地域社会が有機的連帯としての共同体たりうるかどうかではなく、地域社会の中の「共同態」をどの程度までなら政治的な単位として合理化できるのか、ということに関心がある。

本稿は共同態と社会態の連続的な関係という意味で中の議論から脱線しているわけではないが、市町村のような政治的単位を有機的連帯と絡めて論じるために「共同態」という用語を持ち出したわけでもない。むしろ、市町村合併や地

地域の自治に注目する議論が、コミュニティを住区の住民組織の「共同態」に限定するという理論的な誤りを指摘しているのである。住区の住民組織についてさえも、コミュニティの思考が第二段階にあるのか、第四段階にあるのかを区別できないにもかかわらず、I市合併の必要性、すなわちその根拠であるI市としての政治的共同体は、ほとんどパロディのような「歴史のロマン」であり、しかもそれが具現できると考えられているようなのである。そもそもコミュニティという言葉は、地域という含意と共同性の含意とが重なってきたものだが、地域（社会）という日本語は、全国的な広がりに対する部分としての区分や対比として用いられることが多く、共同性という意味を含んでいるかどうかは疑問である。I地区ではその曖昧な根拠が語感で結びついて政治的な方向づけに作用している。

それだけに、地域の共同性・コミュニティの縁語関係は、伝統的・農村的なノスタルジアを漂わせるコミュニティ論に傾いている。アジアの開発政策に詳しい北原（一九九六）は、近年の日本でのコミュニティ礼賛論に異論を唱えている。日本では、特に若い世代では、「隣組」や「村八分」といった農村の相互監視体制についてナイーブな者が多く、農村共同体が持っている負の側面についての理解が薄れているという。地方自治におけるコミュニティ＝共同体の主張は、高度成長や自由主義経済への反省、個人を地域社会に繋ぎとめようとする思考、さらに政治的市民の自主性を疑わない価値観を表明するものの、「市民」概念や家庭の持つネガティブな側面までは考慮されていないという。つまり、一九八〇年代以降、一種のブームのようになりつつあるコミュニティ期待論では、「個人が半封建的共同体から解放された市民社会で、市民社会にふさわしい新しい共同と連帯にもとづく共同体をどうやって作り直すのか」（北原、一九九六、一〇頁）という近代主義のツケは棚上げされたままなのである。

四、おわりに

本稿は、「共同体」と「共同態」を区別する視点から、X市の合併についての住民との デイスコミュニケーション過程を明らかにした。そして、この問題意識は合併という特殊な争点だけでなく、地方自治をめぐる理論の根幹へと射程を広げられる。学界がこのデイスコミュニケーションや基礎概念の曖昧さを解消するのにほとんど役立っていないことも確認できた。

もしかすると、本稿で「おもしろい」のは合併事例の報告のほうかもしれない。そうしたジャーナリスティックな関心も本稿の主要な要素ではある。しかし、政策論とはいえ学術論文を志向するのは、本稿の主な関心が合併言説の背後の社会学論との関わりに向かっているためである。

たしかに、本稿はI地区の合併推進言説が共同態に偏っていると指摘するだけかもしれないし、「共同態」と「共同体」のバランスについて一般的な見取り図を提起してもいい。このような、純粹に学問的ではないかもしれない態度を選択しても、学的意義が薄れることはないと思われる。それには二つの理由がある。第一に、合併の研究は実際的である反面、本質的な理論研究はほとんどない（真山、二〇〇二）。地域社会学だけでなく行政学や地方自治論で取り上げられる「コミュニティ」も極めて曖昧であり、それにもかかわらず学界が行政の政策に一定の権威を与え、本稿の事例では住民とのデイスコミュニケーションを増幅しているのであるから、理論的な矛盾や不備を明らかにしておく必要がある。たとえば、現在のところ、コミュニティの住民像や地域社会の編成と、米国社会思想の「共同体主義」・

「人間関係資本」・「市民的徳」などの関連づけは縁語的なものとどまつている。また、ゲマインシャフト・ゲゼルシャフトや有機的連帯の概念が米国の地域社会学や市民社会論の文脈が異なることも看過されやすい。さらに、いわゆるNPM論を経由した「ガバナンス」の理論にあつても、それが公共サービスの供給ルートの再編としては有効でも、基礎自治体のあり方や意思決定の正統性については根拠を示せずにいる。

第二に、政策論は理論の現実的な応用を志向するが、その応用とは、ある仮説を実証するための科学的研究ではなく（山谷、一九九七／薬師寺、一九八九）、複雑な現状を適切に理解するために既存の理論を補助線のように用いるということも含まれよう。そこでは、共同体と共同態の区別はヒューリスティックなものにとどまるとしても学的な意義が見出せることになる。

たしかに、合併協議やある市における共同体と共同態についての何らかの実証的尺度を示すことは学術的に望ましいのだが、上述のようにその前提となる基礎概念が取り扱われる水準に問題がある以上、理論としての完成度よりも、行政の現場で一般市民との議論に役立つことを目指すことには政策論の主要な意義があろう。

そうは言っても、本稿には次の三点の問題があり、政策論であることを言訳にはできない。研究上の現実的な制約を言及することで、課題を確認しておきたい。

第一は、この議論がどの程度一般化できるのかということである。本稿は安易なコミュニケーション概念が地方行政や住民参加を却って混乱させていることを指摘しているが、これはおそらくX市に限った問題ではない。たとえば、つくば市、さいたま市、篠山市などへの批判的な先行研究や報道番組でも、合併の必要性が明確でないことや、一般市民への情報

の編集が偏っていること、合併特例債が一般市民には恩恵をもたらさないことなどが指摘されている。そして、それらの報告も、メリット・デメリット論の無効性やコミュニティを重視するよう指摘してはいる。

それにもかかわらず本稿は一つの事例しか取り上げていないのは、批判や観察の趣旨が異なり、うまく比較ができたためである。せめてI地区における「ライバル」たるY市の観点からX市を検証できれば、一つの事例であつても、一般的な含意を示しやすかつたかもしれない。しかし、これは現実には困難であつた。Y市はこれまでの経緯からも合併の中心的存在であり、不利なことは何もなく、関心は一段と低かつた。しかも、X市以外では住民投票どころかアンケート調査さえ行つておらず（説明会参加者向けの簡単なアンケートで代用している）、情報の多くが客観的に確認できなかつた。

第二は、行政が本当にコミュニティ概念に疑問を持たなかつたのかどうか、ということである。共同体と共同態のすり替えは、世論誘導の策略だつたかもしれない。実際、将来構想策定委員会が具体的な地域課題への接近を避けたのは、それらが特にY市とX市間の政治的対立のためではないかと思われる。しかし、協議会が「Iの国」の歴史的・一体的性を自明視しそれへの批判を許さなかつたこと、関係者がX市民の強い反感を知っていたにもかかわらず強行策を取り続けたことから考えると、コミュニティや地域の一体性に関わる疑問を軽視していたとみなすことは妥当である。

もつとも、さらに穿つた見方をすれば、X市役所は合併を成功させないためにディスコミュニケーションを拡大させたのかもしれない。が、これには無理がある。X市では合併推進派の団体から強い支援を得たK氏が市長に当選した（とさらにK氏がI市の新市長になるといふ噂はよく知られていた）、Z県が基本的にI市としての合併を支援してき

たことを考慮しなければならない。したがって、個々の職員レベルでは疑問があったとしても、合併推進にあたって、少なくとも組織的には、共同体と共同態の区別は必要とされていなかったのである。

第三に、コミュニティ概念や地域の共同性は、合併成立の説明変数としては影響力が小さい、あるいは地域産業や所得水準等を含む経済的・客観的な要因による見かけの説明変数ではないか、とも考えられる。しかし、これはいくらか論点がずれている。たしかにX市とそれ以外の社会経済的な変数はかなり異なっているが、そうした差異を乗り越える新たな必要性や話の筋を提示できなければ、住民の広範な合意を得た合併が成立するはずがない。コミュニケーションは問題の初期理解からの変化や強化の過程を分析対象とすればよい。経済的差異を含んだ説明は次のステップの課題としたい。

もつとも、現実の合併協議は、以上のような理論的課題を掲げなくても理解できる程度の問題が山積している。マスメディアでもよく指摘されるように、今日の市町村合併はそもそも住民からの再考を期待していない。「特例」は保身的な地方政治家を懐柔する手段であり、これが知られば知られるほど、一般住民は白ける。仮に合併そのものを否定しないにしても、合併の組み合わせや名称をめぐるトラブルは全国的に頻発している。合併協議に際して、そうした利己的な衝突が起こることは避けられないが、それを強調することによって市町村合併を否定するのは政策論にならない。利己的な衝突と隠蔽するような主張に対しては距離を置きつつも、内在的な批判が必要である。

最後に、地域のあり方を根本的に問いなおすための要点を手短に三点にまとめておきたい。第一に、身体感覚に支えられた生活習慣の共通性に支えられる生活様式の差異からなる「共同態」と、その共同性を前提としつつも法的・政治

的な境界づけを要する「共同体」を区別しなければならぬ。第二に、いくつかの「共同態」が「共同体」を編成するには、社会的・経済的な共通課題を特定し、それへの解決策を議論の軸に据えなければならない。第三に、市町村合併を住民合意に基づいて推進しようとするならば、歴史的・既成事実としての共同性・一体性言説への根本的な批判から再出発する覚悟が必要である。

- (1) 本稿は、二〇〇三年度日本公共政策学会大会・第三セッション（六月一四日、法政大学）での報告（提出原稿）に基づいている。特に第三節以降は大きく書き改めた。
- (2) 合併に関する全体的な議論として、小西（二〇〇二）、森田（二〇〇二）、佐々木（二〇〇二）、真山（二〇〇二）、今川（二〇〇三）、また合併の否定的な見解の根拠として、三橋（二〇〇〇）、中西（二〇〇二）を参照。
- (3) T氏は、四年後にK氏に「禪譲」する意向であったといわれ、反T氏勢力との政治闘争は一層深まったようである。K氏にしてみれば、立候補を四年早めただけなのであろう。
- (4) 市長は、反対多数の結果になれば法定協議会設立の提案はしないと述べていたが、市長派の議員が提案した場合にどうするかは答えなかった。つまり、法定協議会に移行したあとで住民が反対しても手遅れである。さらに驚くべきことに、住民投票条例素案では、市長、議会だけでなく市民までもが投票結果の尊重義務を課せられていた。これは議会の反発を受け、尊重義務を課されるのは市長だけとされた。議会は市長の一人芝居にしてしまっており、市民の役割や責務については、市長、市議会ともよく考えていない。
- (5) 合併を急ぐ理由は特例措置を受けるためだけである。七月一日の第一一回協議会議事録を参照。また、少なくとも一月一五日の住民説明会で出された同様の質問に対して、市長が「どうせならもらえるものももらったほうがいい」と回答している。
- (6) とはいえ、同紙は合併に積極的である。たとえば、N記者は、二〇〇三年二月三日付けの囲み記事（署名入り）で、「住民投票の結果はX市の損得勘定だけにとどまらないことをよく考えてほしい」とX市民に注文をつけている。さらに、三月一六日の

囲み記事（署名入り）では、T記者が、X市の反対運動に触れながら、新市名称にこだわるのではなく「名称論議に固執せず、実のりある協議となるよう期待します」と述べている。何が「実る」のかは述べていない。

- (7) 筆者の聞取り（二〇〇二年一月二六日）に対して、X市会議長は、こうした批判が多く寄せられたことを認めている。それによると、新聞は新市長に好意的で、彼の改革スローガンばかりを取り上げていたため、「議会は情けない」という印象が大きくなってしまった、ということも指摘していた。

- (8) 一月二五日の合併反対派（事実上）のシンポジウムにおけるF市議の発言、前出の議長とニュータウン地区のある自治会長への筆者聞取りで確認した。

- (9) ただし、これは行政にとって不利なことばかりでもなかった。合併に反対する住民は市政への不信を募らせたものの、他方で、合併にあまり関心のない市民には、市政の既成事実作り過程を見せることで「合併やむなし」の印象を与えることができたからである（国には逆らえないと口にする人も意外に多かった）。

- (10) 協議項目は、通常、「当分の間は現行通りとし…」として調整を先送りしているが、庁舎問題だけでは「当面」と表記して、「当分の間」よりも短いことをほめかしている。

- (11) 七市町村はすでに広域事務組合を結成している。これは、主に、食肉牛の検査と観光施策、それにI市としての一体性を強調する広報事業を担当する。この管理者会議は首長から構成され、これが「クビチヨウカイギ」と呼ばれたのかもしれない（その議事録は存在しないという）。二〇〇一年の任意協立ち上げ前の交渉もここで行われていた。

- (12) Z県企業庁への電話聞取り（二〇〇二年一月二六日）。

- (13) 本稿は、宮本（一九八九）らが提唱した「新しい公共性」論の立場は採っていないので、コミュニティが「新しい公共性」を担うとする寄本（二〇〇一）のコミュニティ観とは見解が異なる。本稿は公共性（公共圏）を利害や価値観の紛争の場を公開化・合理化することと捉え（高橋、二〇〇二）、社会正義を代弁する担い手とはみなしていない。

参考文献

足立幸男・森脇俊雅編著 二〇〇三、『公共政策学』ミネルヴァ書房。

Anderson, B. *Imagined Communities: Reflection on the Origin and Spread of Nationalism*, Verso. (= 1997白石^{xo}や、白石隆訳『想像の共

同体——ナショナリズムの起源と流行』増補版、NTT出版。)

Durkheim, E. 1964, *The Division of Labor in Society*, translated by G.Simpson, Free Press(井伊玄太郎訳『社会分業論』講談社、一九八

九。)

I地区市町村合併問題協議会 二〇〇二、『新市将来構想策定委員会中間報告書』。

今川晃編著 二〇〇三、『自治体の創造と市町村合併——合併論議の流れを変える七つの提言』第一法規出版。

磯村英一編著 一九八三、『コミュニティの理論と政策』東海大学出版会。

岩崎恭典 二〇〇一、『地方議会と住民投票制度——地域政治の復権のために』寄本勝美編著『公共を支える民——市民主権の地方

自治』コモンズ、六三〜八五頁。

権蛇英明 二〇〇一、『旧国『I』の合併を目指して——全国初の重点支援地域での試み』『地方財政』二〇〇一年一月号、一二五

〜一三二頁。

北原 淳 一九九六、『共同体』の思想——村落開発理論の比較社会学』世界思想社。

小西砂千夫 二〇〇〇、『市町村合併ノススメ』ぎょうせい。

真山達志 二〇〇二、『市町村合併論議の再検討』『同志社法学』二八九号、五三〜七八頁。

三橋良士朗・自治体問題研究所編 二〇〇〇、『ちょっと待て市町村合併』自治体研究所。

宮本憲一 一九八九、『公共性の政治経済学』自治体研究社。

森田 朗 二〇〇一、『市町村合併の課題とこれからの地方自治』『ジュリスト』二二〇三、四六〜五三頁。

中 久郎 一九九一、『共同性の社会学』世界思想社。

中西啓之 二〇〇二、『改訂新版 市町村合併——まちの将来は住民がきめる』自治体研究社。

名和田是彦 一九九八、『コミュニティの法理論』創文社。

佐々木信夫 二〇〇二、『市町村合併』ちくま新書。

高橋克紀 二〇〇〇、「住民投票制度の再検討——社会的コントロールの視点から」『同志社政策科学研究』二巻一号、二九五～三〇六頁。

——二〇〇二、『公共圏』と『公共性』の整理——政策科学への概念的応用に向けて」『同志社政策科学研究』三巻一号、三五九～三七二頁。

Tomies, F. 1955, *Community and Association (Gemeinschaft und Gesellschaft)*, translated by Charles P. Loomis, Routledge. (杉之原寿一訳『ゲマインシャフトとゲゼルシャフト——純粹社会学の基本概念』岩波書店 一九五七。)

薬師寺泰蔵 一九八九、『公共政策』東京大学出版会。

Weber, M. 1972, *Wirtschaft und Gesellschaft: Grundriss der verstehenden Soziologie, mit textkritischen Erläuterungen herausgegeben von Johannes Winckelmann, I - II*, Mohr.

山谷清志 一九九七、『政策評価の理論とその展開——政府のアカウンタビリティ』晃洋書房。

寄本勝美編著 二〇〇一、『公共を支える民』コモンズ。

Z 県 二〇〇一、『I地区における市町村合併に関する住民意識調査結果報告書』。